

# 全議案を原案可決

今回可決された議案のうち、条例の改正制定については、平成十八年一月二十日に新治村との合併に向けての改正等が主なものです。特に、新治村が設置している各施設（藤沢集会所・農村環境改善センター・農産物加工処理センター・肥育牛生産施設等）が土浦市の施設として位置づけられることに伴う条例の制定（一部改正）をはじめ、指定管理者制度導入（これまで管理委託を行っていた公の施設について平成十八年九月一日までに市の直営もしくは指定管理者制度に移行）に伴う指定管理者の指定（設置管理条例の一部改正を含む）などを可決しました。

平成十七年度土浦市一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ3548万円を追加し、総額は404億8751万8千円で、その歳出の主なものは、新治村議会議員の在任特例による報酬及び議会だより合併特別号の発行費（三月一日発行予定）、新治村

議会議員（現在十四名）の議員控室の設置費をはじめ平成十八年四月から介護保険該当者の要支援者に對して介護予防事業費の実施が義務付けられたことから、その実施主体となる地域包括支援センターの設置に係る準備経費の計上や、中心市街地活性化事業の一環として空き店舗を活用したモデルチャレンジショップ事業費の計上、また、経済的理由により就学困難な児童生徒について学用品などを給与する就学援助事業費や私立幼稚園に在園する児童の保護者のうち経済的負担が大きい階層を対象に保育料の一部を補助する就園奨励費補助金の増額計上などが主なものです。

歳入は、県支出金などの計上です。また、平成十六年五月に設置した土浦市・新治村合併協議会の廃止についてを可決（連の手続きが完了し、その役割を終了したことから）、さらに、同年三月に設置した市町村合併調査特別委員会（こ

れまで計十二回開催、新治村との合併協議が概ね終了したことから調査を終了）の報告も行われました。その他、市道の路線の認定（廃止）や訴えの提起（市営住宅賃の悪質な滞納者に対し明け渡しを求める）などを議決しました。

なお、継続審査となつていた平成十六年度土浦市歳入歳出決算及び水道事業会計決算については、閉会中に決算特別委員会にて審査し、最終日に報告されいざれも認定されましたが。（報告書要旨を別記掲載）

## 市議会の権限

が必要です。

議会には、法律によつて多くの権限が与えられています。その主要内容は……

◎議決 条例の制定改正。

廃止・予算の決定、決算の認定、主要な契約等市政の重要な事項について議決します。

◎選挙と同意 選舉管理委員などの選挙をします。また、助役、収入役、教育委員、監査委員などの

議長、副議長、議員の選挙をします。

◎意見書 公益に関するこ

とについて市議会の意見を

期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

◎調査 市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることが出来ます。

◎請願・陳情の審査 請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようになります。

## 決算特別委員会報告(要旨)

本委員会は、平成17年第3回定例会で設置され、以後、7回にわたり委員会を開催した。

審査に当たっては、収入役をはじめ教育長及び関係部課長の出席を求めて詳細な説明を聴取するとともに、監査委員の決算審査書を参考に本審査の主眼である平成16年度予算が適正かつ効率的に執行されているかなどの諸点に留意して慎重に審査した。

審査の過程において、論議の対象となった主な事項の歳入では、市税収入について、歳出では、各種負担金及び補助金等の見直しや委託料など、特別会計では、駐車場事業や国民健康保険税など、水道事業会計では、収納率の向上や安全な水の供給など指摘した。

また、事業の成果や施設の維持管理、利用状況などの確認について、市立ポプラ児童館や消防緊急通信指令施設整備事業など7事業について現地調査を行った。

審査の結果、承認すべきものと決定した。

なお、執行部には、現状を認識し、委員会で論議された事項を踏まえ、事業の必要性、緊急性、効率性を見極め、適正な予算編成とより効果的な予算執行に努めるよう要望した。